

五月七日

營業部長榎本明三氏末店 去る四日確約せし條件の中 従業員女店員の慰安
休息に關する私の最も重要視したる事項は實行し能はざりし旨を宣傳せし
大略上記の如き経過でありました。官憲御立会の下に立派に諸條件を確認したる
儘の色も執かざるに早くも大半揃ひ乍ら私の退立を策し殊に一部従業員に排
外運動云々は正に立派な脅迫ではありませぬか
勿論私は人な車は信じてません。自分達の立場を擁護して死闘して居る者に対
し禽獸に非ざる限り諍か及を向けざるでせうか。其れにも増して店主代表自身の口
から公約破棄を宣告せざるに至つては最早私の留任は何の意味も無く存せし
おもしろです。明海男の冤地として早くまで頑張り加是か否かと幾度も考へまし
たが元來可憐な甲女従業員達の擁護を根本として起つた事件である以上
逆なる箇人の意志を貫かんが爲に此の上多数の少女達、延々では共家族達に恐
怖と混亂を續けさせる事は如何にも相済ませざる次第と存じまして拙り退職を決
意致しました。
如上の事實は決して誇張も虚偽もなく以ありのまゝを書き、け卒直と愚見を
加へたのであります。かういふかまぐままで公平に御批判下さるゝ悪は所は御叱正
を願ひます。
摺筆に當り敢ならぬ私の爲に血涙を御流し下さつた従業員諸兄姉の御芳情に對
し心からの感謝の意を表し御健康と御幸福を祈ると同時に多大の御同情頂きま
した新聞社並に各方面の市民各位に厚く御禮申上ます。

元美松支那人
徳江淳之助

別記

嘆願書

小生今般事情止ムヲ得ズ美松ヲ退店致シ候ニ付テハ今後ノ店ノ繁榮ノ為メ並ニ
店主ノ利益ノ為メ今後従業員ノ幸福ノ為メ定記条項是非共御承認相成度此段嘆願
申上候

記

- 一 今回小生ノ留任運動ニ關シ小生ノ行動ヲ共ニシ退店セントスル者ニ對シテハ
元ノ手當ヲ御支給被下成度事
- (1) 一ヶ年以上勤続者ニ對シテハ
六ヶ月分但シ定額ノ外現在ノ月例手當加算ノ事
- (2) 一ヶ年以下勤続者ニ對シテハ
三ヶ月分但シ定額ノ外現在ノ月例手當加算ノ事
- (3) 月給者ニ對シテハ
右二項ニ準ジテ支給セララルル事
- ニ待遇改善希望條項
- イ退職金制度ヲ確立スル事
- ロ医務設備完備ノ事